

○国が行う地震・火山防災行政と「地震及び火山噴火予知のための観測研究」の関係

現行計画の観測研究と地震調査研究推進本部（以下、「地震本部」という）が施策として実施する調査研究を混同して寄せられた御意見があったため、この点について御説明させていただきます。

我が国は、プレートの沈み込み帯の上に国土があり、常に地震や火山の脅威にさらされるという地学的環境にあります。地震や火山噴火などの自然災害から国民の生命や財産を守ることは国の基本的な責務であり、災害対策基本法や内閣総理大臣を長とする内閣府の中央防災会議が策定する防災基本計画に基づき、各府省庁が連携して各種防災施策を実施しています。防災基本計画の第2編地震防災対策、第1章災害予防、第4節 地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進の中で、「国は防災に係る見地から、地震及び地震防災に関する科学技術及び研究の振興を図る」とし、「地震調査研究推進本部は地震に関する調査研究計画を立案し、調査研究予算等の事務の調整を行うものとする。また、関係行政機関及び大学の調査結果等を一元的に収集するとともに、整理・分析し、総合的な評価を行い、これに基づき広報を行う」とうたわれています。

このように地震防災に関する多くの研究開発は地震本部が立案し、各研究機関で実施されています。一方、現行計画は研究者の自由な発想に基づき地震や火山災害の軽減を目指して策定された研究計画で、地震本部が策定した研究計画ではありません。実際、「新たな地震調査研究の推進について」（平成 21 年 4 月 21 日地震本部決定）（以下、新総合基本施策という）の中でも、「平成 20 年 7 月にとりまとめられた科学技術・学術審議会の建議「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について」は、研究者の自由な発想に基づいた議論の上で策定された学術的な観測研究計画である。」と明記されています。それと同時に、新総合基本施策の中で「基本目標の達成に向けては、建議に基づく基礎的研究の成果を取り入れて推進していくことが必要である。」とうたわれており、国の行う戦略的な調査研究の基礎となるとされています。

このように、建議は国の行う調査研究の基礎となる学術研究であるという位置付けのもとに、地震本部とは独立して、科学技術・学術審議会で行われることとなっています。建議のうち、全国の国立大学法人等で実施している観測研究については、地震本部が施策として実施する調査研究とは独立した予算で実施されています。

（参照：<http://www.jishin.go.jp/main/yosan/h24/yosan24b.pdf>）

（以上、パブリックコメント：案件番号 185000576 の回答からの抜粋）

パブリックコメント全体は以下の URL を参照。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000576&Mode=2>